

## 令和8年第3回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和8年3月19日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時00分 から 閉会:午後2時35分)
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長:大森達也、教育長職務代理者:塚本真実、教育委員:草間武、教育委員:山口雅敏、教育委員:岡野陽子
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長:市塚文夫、副部長:吉原真由美、副部長:松本和能、副部長兼学務課長:稲川栄士、副部長兼指導課長:松山勝洋 しもだて地域交流センター長:池田健 学務課学校総務係課長補佐:稲葉美沙子、学務課学校総務係主任:埴知尋
議 案	議案第10号 蓮沼忠雄奨学資金貸与条例施行規則の廃止について 議案第11号 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校産業医の委嘱について
議事の概要	教 育 長: ただいまから、令和8年第3回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程2 報告事項に入ります。(1) 令和8年第1回筑西市議会定例会について、事前にお送りした資料の中で、気になる点やご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。 続きまして(2) 筑西市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、報告をお願いします。 学 務 課 長: 報告事項(2) 筑西市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、ご説明いたします。 まず、1概要についてですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育委員会は、国の定める指針に基づき、サービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することが義務付けられました。業務量管理・健康確保措置実施計画というのは、わかりやすく言いますと、先生方の働き方改革のための計画となります。

続きまして、2計画の策定について、ご説明します。県教育委員会は県立学校について、市町村教育委員会は小中学校等について、令和7年度中に計画を策定し、令和8年4月1日から実施する必要があります。また、計画を策定・変更したときや、毎年度の実施状況については、公表するとともに、総合教育会議において報告することになっております。しかしながら、今回の策定においては、総合教育会議を開催する時間的余裕がないことから、今定例会における報告とさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、3計画の内容についてですが、まず、(1)達成しようとする目標としまして、時間外在校等時間に係る数値目標を設定します。先生方の健康確保のためには、学校にいる時間を減らすことが重要ですので、「1か月の時間外勤務が45時間以下の先生の割合を100%にする」と、数字で表せる目標を立てて、その達成度を測ります。また、(2)業務量管理・健康確保措置の内容としまして、国指針で示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた措置を記載します。例えば、筑西市の計画では、学習評価や成績処理において、デジタルテストを導入し、テスト問題の作成機能や自動採点機能を活用して、先生方の負担を軽減する、という取組を設定しています。

続きまして、4学校における実施の確保についてですが、学校運営協議会が置かれている学校におきましては、校長は、業務量管理・健康確保措置実施計画その他学校運営に関する基本的な方針について、学校運営協議会の承認を得なければならない、と法律によって規定されています。これは、計画がきちんと実施されるように、学校運営協議会の承認を得ることを義務付け、学校と地域が力を合わせて、働き方改革に取り組んでいくことを求めるものです。

続きまして、5スケジュールについてご説明いたします。まず、令和7年12月に、教育委員会事務局において、計画策定に係る検討会議を行い、計画案を作成しました。それをもとに、令和8年2月の校長会において、学校長に説明を行いました。その後、計画策定に係る教育長決裁を経て、本日、今定例会にてご報告をさせていただいたものでございます。なお、市長に対しましては、別途、報告を行う予定となっております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教 育 長： ただいま、(2)筑西市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いたします。

草 間 委 員： 学校運営協議会は、どこの学校に設置されているのでしょうか。

学 務 課 長 現在は、下館小学校のみ設置されております。次年度においては、明野五葉学園にも設置予定としております。

- 岡野委員： 1か月の時間外勤務を45時間以下に、と説明がありましたが、1日あたりどれくらい残業をすると45時間を超えてしまうのでしょうか。
- 学務課長： 1日2～3時間の残業時間を続けてしまうと、超えてしまうと思われます。この45時間の根拠としましては、労働基準法で定められている時間となっております。
- 塚本委員： 45時間を超えて時間外を行ってしまった先生たちへの対応は何かあるのでしょうか。
- 教育長： 80時間を超えた場合は産業医との面接指導を推奨、100時間を超えた場合は産業医から面接指導を受けることになっています。また、管理職との面談も併せて実施しております。よろしいでしょうか。  
続きまして、日程3議事に入ります。議案第10号「蓮沼忠雄奨学資金貸与条例施行規則の廃止について」説明をお願いします。
- 学務課長： 議案第10号「蓮沼忠雄奨学資金貸与条例施行規則の廃止について」ご説明いたします。  
制定改廃の内容について、令和8年第1回教育委員会定例会においてご説明しましたように、蓮沼忠雄奨学資金については、高等学校授業料無償化等、学校教育を取り巻く環境が変化したことにより、今後も貸与希望者が見込めないことから、令和8年3月末日をもって事業終了とする方針でございます。現在開会中の令和8年第1回筑西市議会定例会において、筑西市蓮沼忠雄育成基金条例、筑西市蓮沼忠雄育成運用基金条例、蓮沼忠雄奨学資金貸与条例の3本の条例を廃止する議案を提出しておりますが、当該条例廃止議案が可決となった際には、奨学資金の貸与手続き等について規定した蓮沼忠雄奨学資金貸与条例施行規則についても廃止する必要があることから、今定例会に議案として提出させていただいたものでございます。  
施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。  
説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教育長： ただいま、議案第10号「蓮沼忠雄奨学資金貸与条例施行規則の廃止について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- 塚本委員： 今現在、資金は残っている状態になるということでしょうか。
- 学務課長： 資金につきましては、蓮沼忠雄育成資金が500万円、蓮沼忠雄育成運用基金が174万3,082円、合計で674万3,082円となっております。条例等が可決された際には、学校教育施設整備基金に積み替えを行い、協和義務教育学校整備資金の一部に充てる予定となっております。

- 教 育 長： よろしいでしょうか。  
それでは、議案第 10 号「蓮沼忠雄奨学資金貸与条例施行規則の廃止について」賛成の方は挙手をお願いします。
- 各 委 員： 【挙手全員】
- 教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 10 号について、原案どおり可決いたします。  
続きまして、議案第 11 号「学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校産業医の委嘱について」説明をお願いします。
- 学 務 課 長： 議案第 11 号「学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校産業医の委嘱について」ご説明いたします。  
小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校産業医の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることから、新たな学校三師を委嘱するものでございます。なお、任期満了に伴いまして、それぞれ真壁医師会筑西支部、筑西市歯科医師会、学校薬剤師会から、新たな学校三師の推薦をいただき、推薦にもとづき配置しております。  
委嘱に伴う変更点といたしましては、今年度末をもって退任される先生が 7 名いらっしゃることから、新たに 7 名の先生に対し、新規に委嘱をさせていただきます。その他の先生方につきましては、再度の委嘱を行うものです。なお、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校産業医の委嘱期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとなります。  
説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教 育 長： ただいま、議案第 11 号「学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校産業医の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- 草 間 委 員： 学校産業医とはどういうものなのでしょうか。
- 学 務 課 長： 先ほど話が合った、残業時間の超過等により、教職員に対して面接指導等の実施をしていただきます。
- 教 育 長： 学校産業医は、教職員数 50 人以上の学校に対して選任させていただいております。
- 塚 本 委 員： 担当校が多い先生もいらっしゃるようですが、それも了承の上で委嘱を受けてくださるという認識で大丈夫ですか。
- 学 務 課 長： それぞれ医師会等から推薦をいただいている先生ですので、その点についても了承していただいているものと認識しております。担当校数等については、学校規模や、幼稚園、高校等の学校医を委嘱されている先生もいら

協 議

っしゃいますので、そういった全体の状況を鑑みて推薦いただいているところです。ただし、眼科や耳鼻科の先生につきましては、専門の先生の人数が少ないということもあり、担当校数が増えてしまっている状況ではあります。

教 育 長： よろしいでしょうか。

それでは、議案第 11 号「学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校産業医の委嘱について」賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 11 号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程 4 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。

塚 本 委 員： 協和地区の義務教育学校整備に伴い、それぞれ分科会での協議が始まっていると思いますが、協議をするにも教育委員会側から提案される事項がすでにまとまっており、協議をする余地があまりない、との声を聞きました。その方に対して、何も資料や案がない中で、協議をするのも難しいため、教育委員会側が参考を提示してくれているであろうということは伝えましたが、分科会等での提案の仕方等に改善の余地があれば対応していただきたいです。

教 育 部 長： 協和地区義務教育学校の検討状況については、先日、学校名をアンケートにより広く募集させていただいており、行政主導の決定で進めているものではないと思われます。しかし、スクールバス導入の検討については、既に明野地区での実績もあるため、乗降所の設定等の基準については、公平公正の観点から、基準を併せる必要性もあると思われます。

分科会での協議については、資料もない中ですと、話もなかなか進まないため、あらかじめ参考資料を作成し、事前に委員長に対し説明を行い、分科会時に参考資料を基に委員の皆様で協議していただくことを想定しております。今回、委員の方からそういった意見があったということについては、担当課長等に情報共有をさせていただき、会議の進行方法や説明方法等、委員の皆様が意見を出しやすい会議となるよう検討いたします。

教 育 長： よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和 8 年第 3 回筑西市教育委員会定例会を閉会します。